

低下率が64%超75%未満の場合の支給額(R7.4以降)

支給対象月に支払われた賃金額が60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)の64%を超えて75%未満である場合の高年齢雇用継続給付の支給額は、以下のような手順で求められます。

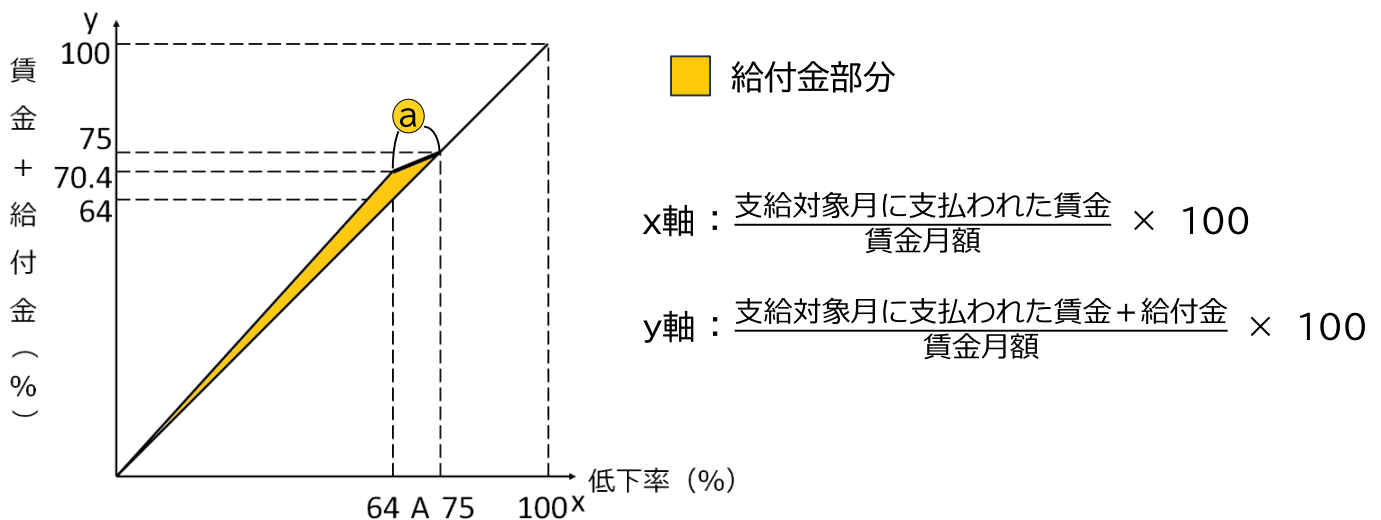
$$(イ) \text{低下率}(X) = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額(みなし賃金額)}}{\text{賃金月額}} \times 100$$

$$(ロ) \text{支給率}(Y) = \frac{-64X + 4800}{110} \times \frac{100}{X}$$

$$(ハ) \text{支給額} = \text{支給対象月に実際に支払われた賃金額} \times Y \times \frac{1}{100}$$

計算の結果、端数が生じた場合、(イ)低下率及び(ロ)支給率については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算定し、(ハ)支給額については、小数点以下を切り捨てて整数とします。

〔支給額の原則的な考え〕



低下率が64%超75%未満の場合、賃金と給付金の合計を賃金月額で除した割合は、70.4%から75%の間ですが、その式は、

$$y = \frac{75-70.4}{75-64}(X-64) + 70.4(\text{グラフ } \textcircled{a} \text{ の部分}) = \frac{46}{110}X + \frac{4800}{110} \quad \text{となります。}$$

そこで、低下率がA%($64 < A \leq 75$)であった場合ですが、賃金と給付金の合計を賃金月額で除した割合が $\frac{46}{110}A + \frac{4800}{110}$ (%) ですから、給付金部分の割合は、賃金部分を引いた、

$$\left[\frac{46}{110}A + \frac{4800}{110} - A \right](\%) = \frac{-64}{110}A + \frac{4800}{110}(\%) \quad \text{となります。}$$

これは、賃金月額を100%とした率ですから、給付金の額は、

$$\text{賃金月額} \times \left[\frac{-64}{110}A + \frac{4800}{110} \right] \times \frac{1}{100} \quad \text{となります。}$$

ところで、Aは、 $\frac{\text{支給対象月に支払われた賃金}}{\text{賃金月額}} \times 100$ ですから、給付金の額は、

$$\text{賃金月額} \times \left[\frac{-64}{110} \times \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金}}{\text{賃金月額}} \times 100 + \frac{4800}{110} \right] \times \frac{1}{100} \quad \text{となり、}$$

結局、 $\frac{-64}{110} \times \text{支給対象月に支払われた賃金} + \frac{48}{110} \times \text{賃金月額}$ で求められます。

(注)算定した額は端数処理の関係で、実際に支給される額と異なる場合があります。